

⑨ 「公文書等の管理に関する法律」による改正

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一（略）</p> <p>二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）<u>第二条第七項に規定する特定歴史公文書等</u></p> <p>三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（<u>前号に掲げるものを除く。</u>）</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p>

(削除)

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十一条 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、公文書等の管理に関する法律第七条第二項に規定するもののほか、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 (略)

(施行の状況の公表)

第二十三条 (略)

(行政文書の管理)

第二十二条 行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならぬ。

3 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十三条 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 (略)

(施行の状況の公表)

第二十四条 (略)

<p>2 (略)</p> <p>(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>(地方公共団体の情報公開)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第二十六条 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>(地方公共団体の情報公開)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第二十七条 (略)</p>
---	---

附則 (平成二十一年七月一日法律第六十六号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。